

## 平成22年度「宝くじおしゃべり音楽館」実施要綱

### 1. 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、地域の人々に上質な音楽を提供し、心豊かな地域社会の推進に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的として、本事業を実施する。

### 2. 実施方法

#### (1) 事業の名称

この事業の名称は「宝くじおしゃべり音楽館」という。

#### (2) 開催地

自治総合センターが開催を希望する都道府県と協議し、開催地を決定する。平成22年度においては、10ヵ所の開催とする。

#### (3) 主催者

主催者は、開催地となる地方公共団体（都道府県及び市町村）と自治総合センターとする。ただし、事業の実質的な実施主体である財団法人及び会場となる文化施設等を管理する財団法人に限り、これを主催者に加えることができるものとする。

#### (4) 実施時期

平成22年度においては平成22年5月から平成23年3月までの間に開催するものとする。

#### (5) 会場

収容人員が概ね1,000人以上の公立の文化施設等とする。

### 3. 事業の内容

(1) 出演者は「小原孝、島田歌穂、清水ミチコ及び東京ニューシティフィルハーモニー管弦楽団」とする。

(2) 公演時間はおよそ2時間から2時間半で2部構成とする。

### 4. 入場料

(1) 入場料金は、2,500円（前売券）を基準とする。ただし、高校生以下は、1,500円（前売券）とする。

(2) 入場料収入は自治総合センターに帰属するものとする。ただし、入場券売捌枚数の30%に相当する部分の入場料収入を開催地の収入とすることができる。

## 5．経費

本事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものを主催者となる地方公共団体の負担とし、それ以外の経費を原則として自治総合センターが負担するものとする。

- (1) 会場使用料
- (2) 音響、照明を含む会場の設備、備品使用料
- (3) ピアノ（フルコンサートグランドピアノ）使用料及び調律料
- (4) 運営スタッフ（受付・会場整理・ケータリング・搬入搬出要員・駐車場他）の費用及び付随経費
- (5) ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費（ただし、ポスター、チラシ等は自治総合センターで作成し提供する。）
- (6) 新聞、広報誌等への広報宣伝費
- (7) 入場券の売捌手数料（ただし、入場券売捌枚数の70%までの売捌手数料は、自治総合センターで負担する。）
- (8) 花束代

## 6．入場者の確保

- (1) 主催者となる地方公共団体は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、事業の成果を上げるよう努めるものとする。特に新聞等へのパブリシティや、広報誌への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布等本事業の周知宣伝及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図るものとする。
- (2) 主催者となる地方公共団体は、会場となる施設収容人員の80%以上の入場者を確保するよう努めるものとする。

## 7．宝くじの普及広報

本事業は、宝くじの普及広報を目的としていることから、主催者となる地方公共団体は、本事業の周知宣伝に際し、印刷物等宣伝媒体に対して宝くじに関する表示をする等、宝くじの普及広報に努めるものとする。特に、市町村の広報誌については、複数号に掲載するものとする。